

平成 29 年度 港区高齢者支援専門部会からの要望

<p>要望 1</p>
<p>高齢者虐待の正しい知識の普及啓発を、市民だけでなく専門機関の間でもより強化する必要がある。</p>
<p>理由</p>
<p>徘徊のある認知症高齢者への支援の中で、警察や主治医が家族に「外から鍵をかけるように」と指示を出した事例があった。外から鍵をかけることは身体拘束とみなされ身体的虐待に当てはまり、身体拘束の正当な理由は、切迫性・非代替性・一時性の 3 つ全てを満たすことが要件である。障がい者・高齢者虐待の正しい知識が、警察や医師といった専門機関において認識されていないことは問題ではないか。港区だけではなく、大阪市全域での正しい知識の普及啓発が必要ではないかと考える。</p> <p>また平成 28 年度において、港区の高齢者虐待の通報者は、33.5%が警察であり、続いて介護支援専門員 27.0%となっている。介護保険サービスを利用している高齢者においては、介護支援専門員が定期的に訪問するため発見することが可能であるが、介護保険サービスへつながっていない高齢者においては、警察に通報することで把握されることとなっているのではないかと。虐待は、早期に発見し速やかに対応することが大切である。そのために、民生委員などの地域役員や市民に、障がい者・高齢者の権利擁護について広く周知する必要があるのではないかと。</p> <p>今年度は市民向けの権利擁護講演会を開催する等、地域における高齢者虐待についての知識を広める活動に尽力しているが、広く区民に周知するために、引き続き区広報に障がい者・高齢者虐待の記事を掲載を希望する。</p>
<p>回答</p>
<p>港区では、障がい者・高齢者虐待についての知識を普及し早期発見につなげるとともに、権利擁護の取組みを周知するため、これまで障がい者相談支援センターや地域包括支援センター、区役所が連携し、民生委員や地域見守りコーディネーター、介護保険事業者、障がい者サービス支援事業者などを対象に「障がい者・高齢者権利擁護講演会」を開催してきましたが、今年度は区民を対象に開催し、より広い知識の普及啓発に努めました。また広報みなとの特集号に障がい者・高齢者虐待に関する記事を掲載したところです。今後もより多くの区民への知識の普及、啓発のために引続き権利擁護講演会を開催するとともに、広報紙やホームページでの情報発信や、地区民生委員長会、地域合同会長会等を通じて広く広報・周知を行います。</p> <p>また、関係行政機関に対しては、行政連絡調整会議において障がい者・高齢者虐待、権利擁護についての周知を行うとともに、権利擁護講演会に参加を呼びかけ、正しい知識の普及啓発を行うなどの取組みを継続します。また福祉局に大阪市全域における障がい者・高齢者虐待の正しい知識の普及啓発を行うよう要望してまいります。</p>
<p>担当：港区役所保健福祉課</p>

平成 29 年度 港区高齢者支援専門部会からの要望

要望 2
認知症高齢者支援における「あんしんさぽーと」や成年後見の制度・実施体制の見直しや課題の整理を希望する。
理由
<p>認知症高齢者は年々増加しており、港区では約 3,000 人いるとみられている。</p> <p>「あんしんさぽーと」は、認知症により、判断能力が不十分であったり金銭管理に不安がある場合、安心して生活できるよう支援するサービスであるが、申請から実際に利用に至るまでには 2～3 か月かかる現状がある。担当職員の不足等、人的な問題もあると思うが、認知症高齢者の増加に伴い、「あんしんさぽーと」利用者は年々増えると思われるため、体制の早急な見直しが必要である。</p> <p>成年後見制度の利用に際しても、認知症のため必要性の理解が乏しいために、必然的に市長申立が多くなっているが、契約までに 2～3 か月はかかる状況である。また補助、保佐類型の支援内容は制限が多く、支援困難な場合が多い。</p> <p>このような現行制度における課題を明確化し、対策を検討していく必要がある。</p>
回答
<p>区社会福祉協議会で実施している「あんしんさぽーと事業」は、認知症高齢者が地域で自立した生活を送ることができるよう支援する役割を担っていますが、利用申込みをしてから支援計画書作成、委任契約締結を経てサービス開始に至るまでに相当の日数を要しているのが現状であり、人員不足等にもその要因があることから、実施主体である福祉局に改善を要望します。</p> <p>また、認知症高齢者が自分らしく安心して暮らすことができるよう権利を擁護するための「成年後見制度」も、手続きや調査等に一定の審理期間を要するため、申立てを行ってから、後見開始に至るまでに 4 か月近くを要することもあり、また後見類型以外の保佐、補助類型は支援行為の制限があるため支援が難しいというのが現状です。審理期間の短縮など制度上の課題について、国に対して見直しを要望するよう福祉局に働きかけを行います。</p>
担当：港区役所保健福祉課

平成 29 年度 港区高齢者支援専門部会からの要望

要望 3
地域医療と介護に関係する様々な職種の連携をさらに推進するため、継続的に関係職種の業務内容等について理解を深める機会を提供していく必要がある。 また、今後さらに連携を深めていくために、より具体的な成果につなげていく必要がある。
理由
専門職を対象にしたグループワーク形式の研修を開催することによって、各職種が様々な意見を出し合える機会が提供されている。また、研修会を通じて在宅医療と介護関係者間で、顔の見える関係づくりが進んできている。 さらに、医療と介護に携わる各職種の業務内容に関する知識と理解が不足しているとの意見もあったため、相互間の連携と理解を深めるための取組みも実施されている。 今後は、会議や研修の開催などにより理解を深めていくだけではなく、これまでの取組みの成果を具体に見える化していく必要がある。
回答
疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けるためには、地域の医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護サービスを提供することが必要です。 港区においては、地域の医療機関や介護事業者等の協力をいただきながら在宅医療と介護を一体的に提供できるよう、平成 26 年度に関係機関が参画する「大阪市港区在宅医療・介護連携推進会議」を設置し、専門職を対象とした研修や地域住民への普及啓発、地域の医療・介護の資源の把握等の取組みに着手しました。 また、介護保険法の改正により、平成 27 年度から在宅医療と介護の連携推進については、大阪市内の各行政区 単位で関係機関と連携して取組みを進めています。 港区では平成 27 年度に、在宅医療の提供状況や介護との連携状況を把握するため、医療機関や介護事業者、ケアマネ等の専門職の方に対してアンケート調査を実施したところ、関係機関の連携をスムーズに行うための方策や取組みとして、「多職種での事例検討会の開催」や「異業種（医療・介護）間でそれぞれの分野の知識を学ぶ機会を設けて欲しい」等の意見がありました。 この結果を受けて、平成 27 年度より医療と介護に携わる多職種の専門職が交わるグループワーク型研修を開催しているほか、平成 28 年度からは、在宅医療と介護に携わる各職種に対する理解を深めるため、互いが講師となり自らの業務内容を説明するとともに具体の事例を紹介しながら他の職種との連携について意見交換を行う、自主勉強会を開催しています。 こういった取組みを継続して実施するとともに、例えば、医療職、介護職それぞれの立場から困難を感じている点を抽出し、連携して情報共有ツールを策定するなど、連携の深化による具体的な成果の創出に取り組みます。
担当：港区役所保健福祉課

平成29年度 港区障がい者支援専門部会からの要望

要望4
築港地域の障がい福祉サービス提供事業所の不足について
理由
<p>築港地域には、障がい福祉サービスを利用する障害者が約30名居住している。地域内に障がい福祉サービス事業所が存在していないために築港地域以外からヘルパーが派遣されるが、報酬がつかない移動に時間がかかるため、ヘルパー派遣を躊躇する障がい福祉サービス事業所が多く、地域内の障がい者は必要な障がい者福祉サービスの受給が困難な状況となっている。</p> <p>同要望については平成28年度に福祉局から回答されているが具体的ではなく、築港地域のように障がい福祉サービス事業所が少ない地域に住む障がい者が必要な障がい福祉サービスを受けることができるよう、移動時間に一定以上の時間がかかる場合には報酬額の上乗せ等の予算措置やヘルパーが乗用車を使用して近隣の場所に行く場合に無料で駐車できる場所等の提供・駐車禁止除外票を交付する・ヘルパー用のシェアサイクル等、障がい福祉サービス事業者が築港地域でヘルパーを派遣しやすくなるような検討について、具体的な回答をいただきたい。</p>
回答
<p>築港地域における障がい福祉サービス事業所の不足については、区としても課題と認識しています。</p> <p>今後、築港地域内で障がい福祉サービスを受けておられる方やそのご家族、また港区内にあるヘルパー事業所に対し、障がい福祉サービスに関するアンケートを実施し、何が必要なのかということの実態把握を行い課題解決に取り組んでまいります。</p> <p>現在築港地域で活動している障がい福祉サービス事業所に対し、利用を必要とされる方へのサービス提供を促すとともに、必要に応じて介護保険サービス事業所等にも障がい福祉サービスへの参入の働きかけを行うなど、区内での連携、障がいのある人が適切にサービスを受給できるよう取り組んでまいります。</p> <p>また、移動に一定以上の時間がかかる場合の報酬額の上乗せ等の予算措置について、福祉局に具体案の見解を求めるとともに、必要な対応がなされるよう要望します。</p>
担当：港区役所保健福祉課

平成 29 年度 港区障がい者支援専門部会からの要望

要望 5
障がいのある人すべてが適切な計画相談支援が受けられるよう、新規事業所開設にかかる支援を大阪市として取り組むこと。
理由
<p>大阪市における計画相談支援の支給決定状況は、平成 29 年 12 月末時点で 46.9%にとどまっており、残りの約 53.1%はセルフプランを活用している。</p> <p>平成 30 年 1 月 18 日に開催された全国厚生労働関係部局長会議において厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部から「計画相談支援を提供する体制が十分でないためセルフプランを作成しているものが多い市町村については、体制整備のための計画を作成すること」との指摘があり、また、「・1 人の相談支援専門員が 1 月に実施するサービス利用支援等の標準件数を設定する。・相談支援専門員が 1 月に標準件数を超えて一定件数を上回る継続サービス利用支援等を行った場合、当該件数を超えて実施した継続サービス利用支援・継続障がい児支援利用援助の基本報酬を減算する」との説明があり、これが実施されれば、新規に参入する事業所が減少することが想定される。</p> <p>適切な計画相談支援を必要とされるすべての人が受けられるように、大阪市として新規事業所開設にかかる支援に取り組む必要がある。</p>
回答
<p>港区の計画相談支給決定率は、昨年 12 月末では 41.3%と、依然として多くの方が計画相談支援を受けられていない状況です。</p> <p>港区では、平成 27 年 10 月から、相談支援事業所連絡会を月 1 回開催し、相談支援事業所間での情報交換や研修等を行うことにより、事業所間の顔の見える関係づくりや相談員のスキルアップを図るとともに、計画相談支援を希望する障がい者ができるだけ早期にサービス支給が受けられるようにしています。</p> <p>保健福祉センターの窓口においても、計画相談について十分な説明を行い、利用を勧めています。今後、計画相談の利用件数が増えることにより計画相談を行う事業者が不足し、計画相談支援を必要とする人が適切にサービスを受けられなくなることはないよう、新規事業所開設支援について、福祉局に対し要望します。</p>
担当：港区役所保健福祉課

平成29年度 港区障がい者支援専門部会からの要望

要望6
手話を必要とする方が、日常でも安心して手話でコミュニケーションできる社会の実現について
理由
<p>大阪市予算で手話通訳契約を行う際、比較見積が行われているが、事業者により通訳者のレベルがまちまちで、比較見積にそぐわない。</p> <p>また、グループホームに入居している聴覚障がい者が夜間に救急搬送を依頼した際、手話通訳可能な者が同乗するよう求められた。</p> <p>手話を必要とする方が、日常でも安心して手話でコミュニケーションできる社会の実現を目指し、大阪市として取り組む必要がある。</p>
回答
<p>手話通訳契約の件につきましては、予算を所管する福祉局に事前相談を行いました。しかし、大阪市の契約規則上、比較見積で業者を選定する方法しかないとの回答があり、比較見積もりによる契約を行いました。しかし通訳者のレベルの違いが、聴覚障がい者への情報伝達に不具合が生じている事は問題として認識しており、引き続き福祉局に対し改善策の検討を要望します。</p> <p>次に救急搬送の件ですが、消防局港消防署に確認したところ、「聴覚障がいの方を搬送する際、手話通訳者の同乗は必要ではないが、搬送先の病院が、本人との意思疎通が難しいという理由で、受入れ拒否する場合があります。そのため受入病院を探す時間を要することもあるので、可能であれば手話通訳の方の同乗をお願いしている。しかしあくまでも、お願いなので、手話通訳者の同乗がないと搬送できないということではない。」との回答がありました。</p> <p>平成30年2月1日より、聴覚障がい者が夜間・休日の医療機関を受診した際に、医療機関が手話通訳者の派遣を依頼できる制度ができましたので、福祉局に対し医療機関への周知を行うよう要望します。</p>
担当：港区役所保健福祉課

平成29年度 港区子育て支援専門部会からの要望

要望7
<p>子育て世帯向けへの防災の取り組みについて、現在、区政の中で防災への取り組みは、全ての区民が安心して暮らせる港区となるよう策定されていることと思いますが、子育て世帯向けの啓発や地域につながりやすくなるような取り組みがあればよいのではとの意見も出ております。これらを踏まえ、今後の子育て世帯向けの情報提供や啓発等の活動についてお聞かせいただければと思います。</p>
理由
<p>区として、また、地域で防災への取り組みがなされていることをお聞きすることは、安心して暮らしていくために重要なことと思います。子育て世帯の防災に対する関心も高まっていると日ごろの子育て支援活動の中で感じております。例えば、家庭で準備しておくことが望ましい防災グッズ用品等一つをとっても、一般家庭等で必要なものと子育て世帯ならではのものと、内容が異なるのではないかと思います。</p>
回答
<p>港区は湾岸部に位置していることから、大規模地震が発生した場合は地震だけでなく津波による被害も想定されています。いざという時のためにご家庭で防災について話し合い、災害時の家族一人ひとりの役割を決めておくとともに、家の内外の危険個所や非常持ち出し品等をチェックするなど日ごろからの備えが大切です。赤ちゃんや小さなお子さんのいる子育て世帯では、通常の持ち出し品に加え、粉ミルクや哺乳瓶・離乳食・紙おむつ・バスタオル等ご家庭の事情に応じた備えが必要です。</p> <p>このような内容を子育て支援団体やグループと連携して、「子ども・子育てプラザ」「子育て支援センター」「はっぴいポケットみ・な・と」での親子のつどいの場などを活用して情報提供に努めます。</p> <p>また港区では、日頃の防災への備えについて、区民の皆さんの元へ出向き、ビデオ等を使ってわかりやすく説明させていただく出前講座を実施しており、ご希望があれば、子育て世帯向けの講座も行っています。こういった出前講座の周知を図り利用を促すとともに、区の広報紙やホームページ等を通じて、子育て世帯に必要な防災や減災についての情報を確実にお届けしてまいります。</p>
担当：港区役所協働まちづくり推進課

平成29年度 港区子育て支援専門部会からの要望

要望 8
<p>幼稚園や保育所への入所を検討している子育て世帯への対応について、区として、区民の子育て世帯に向けた情報提供の一つとして、幼稚園、保育所の入所を検討するにあたっての基本的な説明会を開催していただくことはできないものかと思っております。</p>
理由
<p>日ごろの子育て支援活動の中でよく相談があがってくる内容の一つに、幼稚園や保育所への入所の相談があります。</p> <p>その中には、そもそも幼稚園と保育所の違いもわからず、どこで、何を聞けば良いのかも分からず困っている子育て世帯がよくあります。</p> <p>このことから、区の子育て世帯に向けた、幼稚園や保育所の基本を一度に聞くことができる機会が必要ではないかと感じております。</p>
回答
<p>就学前のお子さんが日常的に通う施設には、幼稚園や保育所・保育園、認定こども園、小規模保育事業所などがあり、各々の施設について特徴や入所のための条件があります。これまでも毎年秋の入所時期には、多くの区民の方から窓口や電話等でのお問合せをいただけてきました。</p> <p>港区としましても、施設の違いや特徴、入所するためにどのような手続きが必要なのか、区内にはどういった施設があるのか等々の基本的な情報を中心に、就学前のお子さんの保護者やプレパパ・ママを対象とした「(仮称)子育て支援情報説明会」を平成30年8月に開催することとして検討しています。日程等具体的内容につきましては改めて広報させていただく予定です。</p> <p>港区では、就学前のお子さんの子育てに関する手続きや相談窓口、子育て支援機関等の子育て情報を区広報紙7月号に子育て特集として掲載しています。また、市ホームページには子育て支援ガイドブック「子育ていろいろ便利帳(デジタル版)」を掲載していますので、併せてご覧ください。</p>
担当：港区役所保健福祉課

平成29年度 港区子育て支援専門部会からの要望

要望9
こどもの貧困対策について、今後港区としてどのように取り組んでいこうとされているのか、具体の考えや計画があれば聞かせていただきたい。
理由
こどもの貧困対策については、平成28年7月に「子どもの生活に関する実態調査」が実施され、様々な課題のある子どもや世帯が存在することがわかってきたと伺っている。 実態調査から見えてきた課題について整理し、支援が必要な子どもをどのように発見し、適切な支援につないでいくのかというスキームの構築が肝要であると考えている。
回答
「子どもの生活に関する実態調査」の結果から、世帯の経済状況が子どもの生活や学習環境、学習理解度にも影響しており、困窮度が高くなると「おうちのこと」などの悩みごとが増え、困窮度の高さに比例して母子世帯の割合が増えている等の課題が見えてきました。また、支援施策や制度は整備されているが、申請手続きをしていないために支援制度が届いていない世帯があることも判明しました。このように支援の必要な子どもや子育て世帯には、複合的な課題存在することが多く、子どもとその世帯の両方に着目した課題の発見、支援が必要であると考えます。 このように、支援が必要な子どもや子育て世帯を発見し、適切な支援につなぐ仕組みづくりとして、子どもが一日の多くの時間を過ごす学校（小・中学校）に着目し、学校生活や家庭訪問等によって得られた学校での気づきを活かした取り組みを行います。学校をプラットフォームとした「チーム学校」において、すべての児童生徒を対象にスクリーニングシートを作成し、学校での気づきを「見える化」して支援につなぐこととします。また、チーム学校にスクリーニング会議を設置し、教職員や子どもサポートネット推進員、新たなスクールソーシャルワーカー（新SSW）等により課題を抱える子どもを発見するとともに、新SSWが中心となってアセスメントを実施し、課題のある児童生徒の共有化を図ります。教育分野・福祉分野から支援の見立てを行い、学校と区役所が連携して子どもとその世帯が抱える課題に対し、総合的な支援を効果的に実施することとしています。 本事業については、「大阪市子どもサポートネット」として、平成30年度から港区を含む7区においてモデル実施することとしています。
担当：港区役所保健福祉課、協働まちづくり推進課